

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 21 年 8 月 10 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

（仮称）ケーズデンキ彦根パワフル館 彦根市彦根駅東土地区画整理事業区域内 17 番街区

2 提出された意見の概要

彦根市からの意見

駐車需要の充足等交通に係る事項

自動車の駐車の用に供する部分の面積が、500 m<sup>2</sup>以上であるものの構造および設備は、建築基準法その他法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらねばならない。

交通形態については、彦根警察署と協議すること。

周辺道路等の施工については、彦根市区画整理課と協議すること。

街並みづくりに係る事項

景観法に基づく「彦根市景観計画」で定める大規模建築物等に該当する場合は、景観形成基準に適合するよう店舗計画願います。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県湖東環境・総合事務所総務課 彦根市元町 4 - 1

彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 - 2

(2) 縦覧期間 平成 21 年 8 月 10 日から平成 21 年 9 月 10 日まで